

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の
施行に伴う総合科学技術会議評価専門調査会決定の改正について（案）

平成26年7月4日
総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の施行に伴い、以下の総合科学技術会議評価専門調査会決定を、別紙のとおり改める。

- （1）「総合科学技術会議評価専門調査会運営規則」（平成13年4月13日総合科学技術会議評価専門調査会決定）
- （2）「総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について」（平成21年1月19日評価専門調査会決定）

以上の措置については、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の施行の日（平成26年5月19日）から適用する。

総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会運営規則

平成13年4月13日

総合科学技術会議

評価専門調査会

一部改正 平成26年7月4日

総合科学技術・イノベーション会議

評価専門調査会

(専門調査会の運営)

第1条 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会長)

第2条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

(委員の欠席)

第3条 専門調査会に属する議員又は専門委員（以下「専門調査会委員」という。）が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(公開)

第5条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容の公表等)

第6条 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容を公表しないことが適当であるとしたときは、専門調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について

平成21年1月19日

評価専門調査会決定

一部改正 平成26年7月4日

評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は内閣府設置法の規定に基づき国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術会議決定、平成26年5月23日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。

総合科学技術会議がこれ平成21年1月19日までに事前評価を実施した研究開発は17件あるが、平成19年度に終了した研究開発があり、また、平成20年度以降もほぼ毎年度終了する予定の研究開発があることから、平成20年度から順次前年度に終了した研究開発に対して事後評価を実施する。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

1. 事後評価の目的

総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価（以下、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価」という。）は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果やそのフォローアップの結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。

2. 実施時期

総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。

なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「評価に関する本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。

3. 実施体制

評価は、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行い、その結果を踏まえて評価専門調査会が評価結果案のとりまとめを行う。それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。

評価検討会における評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。

評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者（座長として指名した者を含む。）及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。

4. 調査検討する事項

評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等の自己点検結果を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

- ① 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した成果及びそれ以外の成果
- ② 当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況
- ③ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義

とした事項等に関する効果

- ④ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む）の遂行状況
- ⑤ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

5. 評価の実施

（1）当該研究開発の成否の判定

- 4. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、
 - ア) 当該研究開発の目標の達成状況の判定
 - イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果の判定又は今後の波及効果の見込み
 - ウ) 研究開発マネジメントの妥当性の判定などを見極め、これらにより当該研究開発の成否を判定する。

（2）今後の課題等の検討

（1）の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。

6. 評価結果の活用

（1）評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

- ①研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること
 - ②評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が実施すること
- 等を促進する。

（2）評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する。

なお、総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発についても、総合科学技術・イノベーション会議において取扱うこととする。